

奈良県外国人観光客周遊滞在促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、外国人観光客の県内周遊・滞在を促進し、観光消費を通じた地域活性化を図ることを目的に、市町村等に対し、地域の観光資源を活用した体験メニューの造成等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者等)

第2条 各事業の補助金の交付の対象となる地域は、外国人観光客の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は外国人観光客の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として県が選定した地域とする。

2 各事業の補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市町村
- (2) 複数の市町村で組織する広域連携団体
- (3) 市町村の観光協会
- (4) 宿泊施設を組合員とする生活衛生同業組合及び宿泊施設を構成員とする団体で法人格を有する団体
- (5) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体で法人格を有する団体
- (6) 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、外国人観光客の誘客、周遊滞在を促進する次の各号に掲げる事業であつて、補助対象事業者が自ら実施主体となつて実施するもの及び補助対象事業者以外の実施主体が実施する事業に対する補助事業とする。ただし、あらかじめ事業計画について知事が認めたものに限る。

- (1) 地域の特徴を活用した有料体験メニューなどの企画・造成
- (2) 地元食材を活用したメニュー、土産物の開発
- (3) 地元ガイドの育成
- (4) 観光案内所等のカウンター設置、Wi-Fi整備及びキャッシュレス対応その他の機能強化
- (5) 既存の案内看板や施設内案内表示の多言語化
- (6) 多言語周遊マップの作成
- (7) その他外国人観光客の周遊・滞在を促進すると認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、県が出資、補助等を行っている事業は、補助対象としないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（市町村以外の実施主体が実施する事業に対する市町村の補助事業にあつては、その補助金額）とする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 補助対象事業者の運営にかかる経常経費（事業経費と明確に区別できない光熱水費を含む。）
- (2) 人件費
- (3) 食糧費
- (4) 補助対象事業者の構成員等に対する謝金及び旅費
- (5) 施設等の維持管理に要する経費
- (6) 各号に掲げるほか、補助することが適当でないと認められる経費

（補助金の補助率及び補助限度額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から補助対象事業の実施により得られた入場料等の収入を除いた額の3分の2以内とし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の額は、1事業あたり4,000千円を上限とする。

（補助事業の実施期間）

第6条 補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から翌年の2月末日までとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県外国人観光客周遊滞在促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第8条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があつた場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認の申請）

第10条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、奈良県外国人観光客周遊滞在促進事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（変更の承認）

第11条 知事は、第10条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、変更が適当であると認めるときは、変更の承認をするものとする。

（軽微な変更）

第12条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象事業費の20パーセント以下の増減（補助金の額の変更を伴わないものに限る。）とする。

（指示及び検査）

第13条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県外国人観光客周遊滞在促進事業補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して60日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 収支精算書（第6号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第16条 知事は前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県外国人観光客周遊滞在促進事業補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 知事は、補助金の交付を受けた者が各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第8条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第10条の規定に違反したとき。
- (3) 第13条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間とする。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助金にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。